

「退職金共済規程」新旧対照表

旧	新
<p>(契約の締結)</p> <p>第3条 中小企業者でなければ、共済会と共済契約を締結することができない。</p> <p>2 現に共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする新たな共済契約を締結することができない。</p> <p>3 共済会と契約を締結する中小企業者は、すべての従業員を被共済者とする共済契約を締結しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、共済契約の被共済者としてすることができない。</p> <p>(1) 共済契約者となる個人又はこれと生計を一にする親族</p> <p>(2) 使用人兼務役員を除く法人の役員</p> <p>(3) 現にこの共済契約の被共済者である者</p> <p>(4) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者</p> <p>(5) 被共済者が偽りその他不正の行為によって退職一時金若しくは解約一時金（以下「退職金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより共済契約を解除され、その解除の日から1年を経過しない者</p> <p>5 (略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第9条 共済会又は共済契約者は、第2項又は第3項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。</p> <p>2 共済会は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除するものとする。</p> <p>(1) 共済契約者が12月分以上掛金を納付しないとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、理事長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 共済契約者が中小企業者でなくなったとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、一時的に中小企業者でなくなったとき及び理事長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会的勢力に参与していることが認められるとき。</p>	<p>(契約の締結)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、共済契約の被共済者としてすることができない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 年齢満15歳未満の者及び満80歳以上の者</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第9条 共済会又は共済契約者は、第2項又は第4項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。</p> <p>2 共済会は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

旧	新
<p>(4) 被共済者が第3条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者となったとき。</p> <p>(5) 被共済者が偽りその他不正行為によって退職金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(6) 被共済者が他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。</p> <p>(7) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会的勢力に関与していることが認められるとき。</p> <p>3 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 被共済者の同意を得たとき。</p> <p>(2) 掛金の納付を継続することが著しく困難であると理事長が認めたとき。</p> <p>(契約解除の手続き)</p> <p>第10条 共済会は、前条第2項の規定により共済契約を解除するときは、解除の理由を記載した共済契約解除通知書によりその旨を共済契約者に通知するものとする。</p> <p>2 共済会は、前条第2項の規定により共済契約を解除したときは、遅滞なくその旨を共済契約者を經由して被共済者に通知するものとする。</p> <p>3 共済契約者は、前条第3項第1号の規定により共済契約を解除しようとするときは、共済契約解除申出書に被共済者であるすべての従業員が同意したことを証する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>4 共済契約者は、前条第3項第2号の規定により共済契約を解除しようとするときは、共済契約解除申出書を同号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>5 共済会は、前条第3項第2号の規定による</p>	<p>(4) <u>被共済者が2年間継続して存在しないとき。</u> ただし、理事長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(5) 被共済者が第3条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者となったとき。</p> <p>(6) 被共済者が偽りその他不正行為によって退職金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(7) 被共済者が他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。</p> <p>(8) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会的勢力に関与していることが認められるとき。</p> <p>(9) <u>被共済者が年齢満85歳に達したとき。</u></p> <p>3 <u>共済会は、前項の規定により共済契約を解除するにあたり、掛金の最終納付月（第30条第1項の規定により掛金を納付しないことができる」とされた月を含む。）をもって共済契約を解除するものとする。</u></p> <p>4 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 被共済者の同意を得たとき。</p> <p>(2) 掛金の納付を継続することが著しく困難であると理事長が認めたとき。</p> <p>(契約解除の手続き)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 共済契約者は、前条第4項第1号の規定により共済契約を解除しようとするときは、共済契約解除申出書に被共済者であるすべての従業員が同意したことを証する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>4 共済契約者は、前条第4項第2号の規定により共済契約を解除しようとするときは、共済契約解除申出書を同号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>5 共済会は、前条第4項第2号の規定による</p>

旧	新
<p>解除の申し出があり、その決定をしたときは、共済契約解除決定通知書により共済契約者に通知するものとする。</p> <p>(解約一時金)</p> <p>第19条 共済会は、共済契約を解除したときは、退職一時金に代えて被共済者に解約一時金を支給する。</p> <p>2 解約一時金の額は、当該被共済者が現に支給を受けるべき退職一時金に相当する額とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第9条第2項第5号の規定により共済契約が解除されたときは、解約一時金は支給しない。 ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 共済会は、前項ただし書の規定により解約一時金を支給するときは、その額を減額することができる。</p> <p>5 第15条第2項から第4項までの規定は解約一時金の請求について、第16条の規定は解約一時金の支給及び受領について準用する。</p> <p>(掛金月額の変更)</p> <p>第28条 共済契約者は、掛金月額を変更しようとするときは、掛金月額変更申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 掛金月額は、第9条第3項各号に掲げる場合でなければ減少できない。</p> <p>3 掛金月額減少の申請が第9条第3項第1号によるときは、被共済者が同意したことを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>4 共済会は、掛金月額の変更を認めたときは、遅滞なく共済契約者に対し掛金月額変更決定通知書により通知しなければならない。</p> <p>5 共済契約者は、前項により通知を受けたときは、遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。</p>	<p>解除の申し出があり、その決定をしたときは、共済契約解除決定通知書により共済契約者に通知するものとする。</p> <p>(解約一時金)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第9条第2項第6号の規定により共済契約が解除されたときは、解約一時金は支給しない。 ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(掛金月額の変更)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 掛金月額は、第9条第4項各号に掲げる場合でなければ減少できない。</p> <p>3 掛金月額減少の申請が第9条第4項第1号によるときは、被共済者が同意したことを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 <u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の退職金共済規程（以下「改正後規程」という。）第9条第2項第9号の規定は、令和3年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。</u></p>

旧	新
	<p><u>2 共済会は、適用日の前日において年齢満 85 歳以上である被共済者については、適用日の前日をもって共済契約を解除するものとする。ただし、当該被共済者のうち、掛金が納付されていない期間がある者については、当該期間の前月をもって共済契約を解除するものとする。</u></p> <p><u>3 前項に該当する被共済者のうち、掛金納付期間が 1 年未満の者については、改正後規程第 12 条第 1 項ただし書及び退職金共済規程の一部を改正する規程（平成 21 年 10 月 1 日施行）附則第 2 項ただし書の規定にかかわらず、納付済の掛金相当額を支給する。</u></p> <p><u>4 適用日の前日において年齢満 85 歳以上である被共済者のうち、適用日以後も継続加入を希望する者については、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号の規定による。</u></p> <p><u>(1) 当該被共済者は令和 8 年 9 月 30 日まで共済契約を継続することができるものとし、令和 8 年 9 月 30 日まで共済契約が継続されている者については、共済会は、令和 8 年 9 月 30 日をもって共済契約を解除するものとする。</u></p> <p><u>(2) 改正後規程第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、共済契約者は、令和 3 年 10 月分以降の当該被共済者の掛金を納付することはできない。</u></p> <p><u>(3) 当該被共済者のうち、平成 21 年 10 月 1 日前に効力を生じた共済契約の被共済者の退職一時金の額は、退職金共済規程の一部を改正する規程（平成 21 年 10 月 1 日施行）附則第 2 項の規定のうち、「退職月」を「令和 3 年 9 月 30 日」に読み替えた額とする。</u></p> <p><u>(4) 当該被共済者のうち、適用日の前日までの掛金納付期間が 1 年未満の者については、改正後規程第 12 条第 1 項ただし書及び退職金共済規程の一部を改正する規程（平成 21 年 10 月 1 日施行）附則第 2 項ただし書の規定にかかわらず、納付済の掛金相当額を支給する。</u></p> <p><u>5 この規程の施行の日前に効力を生じた共済契約の被共済者であり、かつ、適用日の前日において年齢満 80 歳以上 85 歳未満である者のうち、年齢満 85 歳に達したとき以後も継続加入を希望する者については、次の</u></p>

旧	新
	<p>各号の規定による。</p> <p>(1) <u>改正後規程第9条第2項第9号の規定にかかわらず、当該被共済者は令和8年9月30日まで共済契約を継続することができるものとし、令和8年9月30日まで共済契約が継続されている者については、共済会は、令和8年9月30日をもって共済契約を解除するものとする。</u></p> <p>(2) <u>改正後規程第27条第1項の規定にかかわらず、共済契約者は、年齢満85歳に達した日の属する月の翌月分以降の当該被共済者の掛金を納付することはできない。</u></p> <p>(3) <u>当該被共済者のうち、平成21年10月1日前に効力を生じた共済契約の被共済者の退職一時金の額は、退職金共済規程の一部を改正する規程（平成21年10月1日施行）附則第2項の規定のうち、「退職月」を「年齢満85歳に達した日の属する月」に読み替えた額とする。</u></p> <p>6 <u>この規程の施行の日前に効力を生じた共済契約の被共済者であり、かつ、適用日の前日において年齢満80歳以上85歳未満である者のうち、年齢満85歳に達した日の属する月までの掛金納付期間が1年未満の者については、改正後規程第12条第1項ただし書及び退職金共済規程の一部を改正する規程（平成21年10月1日施行）附則第2項ただし書の規定にかかわらず、納付済の掛金相当額を支給する。</u></p>